

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事、個人の市民税及び県民税の賦課並びに
児童手当に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及
び目的外に利用させる事に伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）1月27日付けで諮問（第1118号）された住民基本
台帳に関する事、個人の市民税及び県民税の賦課並びに児童手当に関する事に
係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させる事に伴う本人通
知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に利用させる事に伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させる事に伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が2021年（令和3年）11月19日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童1人当たり10万円の給付を行うこととなった。

本事業については、本市において対象者を抽出した上で振込通知又は申請書を送付するが、事務を担当する子育て・生活支給付金担当には対象者の抽出に用いる個人情報の取扱い権限がないため、関係課等が管理する個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させる事に伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるもので

ある。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

子育て・生活支援給付金担当

イ 目的外に利用させる個人情報の項目

(ア) 住民基本台帳（所管課 市民窓口センター）

a 対象者データの作成に用いる個人情報

住民登録地，氏名，生年月日，性別，続柄，住民日，住民届出日，異動日，異動届出日，異動事由，支援措置情報，個人宛名番号，世帯番号

b 申請書の引き抜き及び変更用いる個人情報

住民日，前住所，個人宛名番号

(イ) 市民税の課税情報（所管課 市民税課）（対象者データの作成に用いる個人情報）

住民登録地，氏名，生年月日，個人宛名番号，所得情報

(ロ) 児童手当の受給情報（所管課 子育て給付課）（対象者データの作成に用いる個人情報）

住民登録地，氏名，生年月日，振込口座，児童手当認定番号，児童手当受給状況，児童手当受給者宛名番号

(エ) プッシュ型の対象者データ（所管課 子育て給付課）

a プッシュ型の振込に用いる個人情報

振込口座

b 申請書の引き抜き及び変更用いる個人情報

住民登録地，氏名，児童手当認定番号，児童手当受給者宛名番号

ウ 個人情報を目的外に利用させる必要性について

本給付金については，その事業目的から，迅速かつ的確な支給事務を行うよう国から求められているため，本市において対象者を抽出した上で通知又は申請書を送付するが，事務を担当する子育て・生活支援給付金担当には対象者の抽出に用いる個人情報の取扱い権限がないため，各所管課が管理する個人情報を目的外に利用させる必要がある。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

通知すべき相手が多数であるため，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。

なお，個人情報を利用させることについては，広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取扱いについて

関係課等が子育て・生活支援給付金担当に利用させるデータについては，情報システム課に依頼し，各基幹システムから抽出を行い，直接情報システム課に設置されているネットワークサーバに保存する。また，「2 実施機関の説明要旨」(2)イの(ロ)及び(エ) b のデータについては，基幹システム上のネットワークドライブを介して，子育て給付課から子育て・生活支援給付金

担当への直接の受渡しも行う。また、「2 実施機関の説明要旨」(2)イ(エ) a のデータについては、子育て給付課がDVD-ROMへ書き込みし、直接子育て・生活支援給付金担当へ引き渡す。

(5) 実施時期

2021年(令和3年)12月から2022年(令和4年)3月31日まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(6) 添付資料

- ア 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領
- イ 令和3年度藤沢市子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱
- ウ 本給付金の概要
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

本給付金については、その事業目的から、迅速かつ的確な支給事務を行うよう国から求められているため、本市において対象者を抽出した上で通知又は申請書を送付するが、事務を担当する子育て・生活支援給付金担当には対象者の抽出に用いる個人情報の取扱い権限がないため、各所管課が管理する個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、個人情報を利用させることについては、広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上